

平成26年10月6日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成26年8月25日（月） 14時30分～16時

2 会場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、木村委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【ホームセンターかんぶん野辺地店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 夜間の騒音がずいぶん低い、夜間営業していないからである。荷さばきがで
きる時間帯も午前6時から午後9時までである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ホームセンターかんぶん七戸店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 今回の騒音予測は新たに計算されたものである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。

- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ホームセンターかんぶん三戸店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行い、審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ホームセンターかんぶん五戸店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①小学校が近く、開店時刻と通学時間が重なると事故つながるおそれがあることから、安全配慮について付帯要望において注意喚起すべきと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 小学校が近く、開店時刻が通学時間と重なることから、児童生徒の安全確保に配慮すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース・かんぶん階上店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①ユニバースの営業時間は23時までであり、かんぶんの営業時間の延長により夜間に大きな状況変化は特にないと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また、第一種低層住居専用地域でもあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 開店時刻が通学時間と重なることから、児童生徒の安全確保に配慮すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの

- 利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース・かんぶん上北町店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①かんぶんの営業時間は21時までだが、ユニバースの営業時間は22時までのので、駐車場を利用できる時間が22時15分までとなっている。
- ②夜間最大値の基準の超過は今回のかんぶんの営業時間変更前から生じている騒音である。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、また、第二種住居地域であることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ドリームタウンALiに係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①今回の変更届により影響が大きいのは予測地点P2, B, B'であるが、隣接するのは公園である。また、村上病院とテック調剤薬局の間には何もないと思う。
- ②ラウンドワンの前の道は広く、それほど住居があるわけではない。
- ③当施設はいつも混んでおり、付帯要望案に交通整理の人員のことが書いてあるのでこれでいいと考える。
- ④イトーヨーカドー側から歩いて駐車場を抜けて店舗へ行くのは怖いものがある。
- ⑤イトーヨーカドー側とGU前の駐車場は非常に混み合っている。
- ⑥土日などはイトーヨーカドー側から入った駐車場内正面に交通整理人員がいたのを見たことがある。
- ⑦駐車スペースを探して車が駐車場内を回遊している。屋上駐車場はあまり知られていないように思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、また、第一種中高層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に隣接していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 開店時刻が通勤・通学時間と重なることから、搬出入車両による周辺道路の混雑の回避又は軽減に配慮すること。
- 3 自動車による来客が多数見込まれることから、交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずること。
- 4 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 5 設置者配慮事項を確実に履行すること。